

くらしのカレンダー

12/26 木 先勝		6月 赤口	【小寒】〔出初め式〕
27日 金 友引	〔役場 午後3時から大掃除〕	7日 火 先勝	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館 〔七草〕
28日 土 先負	〔官庁御用納め〕	8日 水 友引	
29日 日 仏滅	◎山喜医院(☎62-0646) ◎石川医院(☎66-2140)	9日 木 先負	
30日 月 大安		10日 金 赤口	〔交通安全家庭の日〕
31日 火 赤口	〔年越し〕〔大はらい〕	11日 土 先勝	〔金融機関休業日〕 〔鏡開き〕〔歳開き〕
1/1 水 先勝	☐元旦 ◎星野(寺)医院(☎66-2103) ◎佐々木医院(☎62-2357) 〔年賀〕〔初詣〕	12日 日 友引	◎堀医院(☎66-2133) ◎佐々木医院(☎62-2357)
2日 木 友引	◎杏仁堂医院(☎62-0123) ◎金井医院(☎62-0116) 〔初詣〕〔初夢〕〔書き初め〕	13日 月 先負	
3日 金 先負	◎霜鳥医院(☎62-0579) ◎寺師医院(☎62-0137)	14日 火 仏滅	■心配ごと相談(行政・人権相談も含む) 午後1時～4時 中之島村公民館
4日 土 仏滅	〔官庁御用始め〕	15日 水 大安	☐成人の日 ◎富田医院(☎66-2226) ◎金井医院(☎62-0116) 〔お年玉つき年賀はがきのお年玉抽選会〕〔小正月〕
5日 日 大安	◎小林医院(☎62-0562) ◎石川医院(☎66-2140)	16日 木 赤口	◎星野(弘)医院(☎62-0998) ◎寺師医院(☎62-0137) 〔やぶいり〕

◎利用のために

◎マークは休日在宅当番の内科医 診療時間はいずれも午前9時から午後5時までです。
◎マークは休日在宅当番の外科医 時間外でやむを得ないときは、当番医の変更の有無を役場へ確かめてから受診してください。
■マークは行事 ☐マークは祝祭日

このすすはらいは、いまも
神社などの行事として行われ

た。昔前なら、すすはらいとい
て、暮れに一家をあげて大掃除
をして、ふだんは手の届かない天
井のすす、床下のゴミまで取り
払って家の中をすっきり清めた
ものです。しかし、いまは、子
供も塾通いで多忙だったりする
ためでしょうか、そういう光景
はあまり見られなくなりました。

すすはらい

わたしたちも、この時期の
食品衛生には特に注意したい
ものです。

と、掃除も大切ですが、
料理の用意も急がなければ
なりません。年末には多
種類、大量の食品が出
回りますので、厚生省で
は、十二月を「食品・添
加物等の年末一斉取締り」
とし、食品関係業者を対象に
一斉取り締まりを行います。
この取り締まりは、特に、
食肉製品、魚介加工品、生
菜などを重点に、保存温度、
添加物、表示などをチェック
します。

昔は御神灯はロウソクだっ
たので、受け皿にすすがたま
りました。しかし、いまは口
ウソク型の電気なので、すす
はたまりませんが、こう
した行事は残っているわ
けです。



消防車・救急車の要請・無憂苑斎場の申込みは与板郷消防署 ☎(0258)72-2572

広 報

昭和60年 12月 No.148

なかのしま おしらせ版 12月 No.33 合併号

●編集と発行／新潟県中之島村役場企画課 (☎0258-66-2270)



表紙説明

冬将軍到来

十一月二十五日(月)の朝は、あたり
一面銀世界——昨年より、二十三日
も早い初雪(昨年は十二月十七日)
となりました。

また、十二月十日(火)には本格的な
冬将軍が到来し、この冬初めての除
雪車が出動(昨年は十二月二十三日)
するなど、雪には慣れっ子の村民も
例年になく早い除雪に、ビックリの
様子——昨年、昨年と二年連続し
て「中之島村豪雪対策本部」が設置
されているだけに、せめてこの冬は、
豪雪にならないよう祈りたいもので
す。(写真は十二月十七日に大口地
内で撮影)

おもな内容

- 万全の除雪態勢はお互いの協力で! ②～③
- 昭和60年度予算の執行状況④～⑤
- 年末・年始の役場業務等 ⑤
- 村議会に関するアンケート結果から ⑥
- “郷土愛”を形にしてプレゼント⑨
- 利子の非課税貯蓄の手続が変更⑩
- 浄化槽を設置する人に ⑬
- くらしのカレンダー ⑬

除雪車の出動は除雪15cmから

計画の概要

今年もまた、本格的な雪の季節となりました。村では、白魔襲来に備え、去る十二月二日村公民館で、「昭和六十年年度除雪会議」を開催しました。

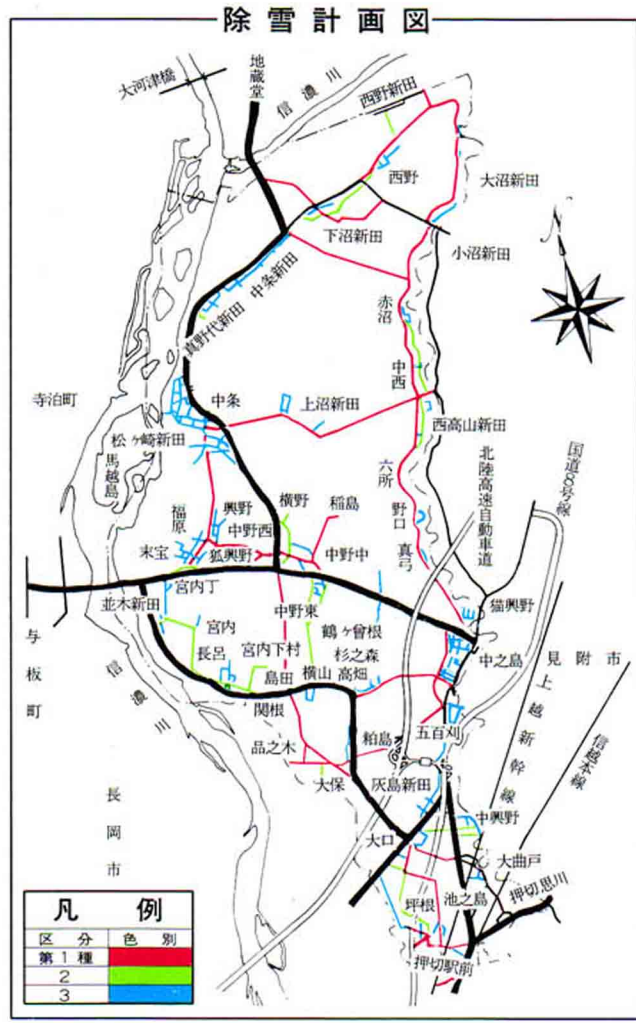
この会議は、毎年国県の除雪計画に合わせて万全な協力態勢で、皆さんの生活道路と交通の確保を図るため、村内関係機関の方々と綿密な除雪計画を立てるために開催されています。そこで、その概要と特にご協力をいただきたいことや、注意してほしいことをまとめてみました。

今年もお互いの協力で、快適な冬の道を確保しましょう。

上図を見て下さい。これは、この冬の村道の除雪計画図(二百二路線総延長九十三・〇キロメートル)です。

これらの除雪対象路線を通勤や通学そのほか利用度及び必要度に応じて次の三区に分け、村有の除雪機械二台と村内十二業者から借り上げた四十台の除雪機械で、その作業にあたります。

“白魔襲来” 万全の除雪態勢は お互いの協力で!



◎省エネを図るため、午後四時～六時まで消雪パイプの運転を停止しますので、ご理解・ご協力をお願いします。

第一種除雪

二車線の幅員確保を原則とし、異状な降雪(一日の降雪量がおおむね五十センチメートル以上)以外は常時交通を確保する。なお、異状降雪時においては、降雪後約二日ぐらいで一車線確保する。(総延長二十一・二キロメートル)

第二種除雪

一車線の幅員確保を原則とするが、状況によっては待避所を設ける。なお、異状降雪時においては、降雪後約三日間ぐらいで一車線確保する。

保を図る。(総延長二十八・二キロメートル)

第三種除雪

小型車一車線の幅員を確保するよう努めるが、状況によっては一時交通不能になってもやむを得ない。(総延長四十三・六キロメートル)

冬期間の 駐車禁止区間

冬期間における村内主要道路の交通を確保するため、次の区間が十二月一日から来年三月末日まで駐車禁止となります。

この駐車禁止は、県公安委員会の告



- 示により実施されるもので、違反車は取り締りの対象となりますからご注意ください。
- ◇村道中之島大沼線
中之島から刈谷田橋(通称四間道路)までの六・七キロメートル
- ◇県道見附分水線
満州屋商店前から西野入口までの一・四キロメートル
- ◇県道中野三条線
①中条入口から宮村(中条バイパス全線)までの一・七キロメートル
②真野代入口から満州屋商店前までの一・六キロメートル

こんな点に ご協力を!

除雪作業は、機械力がいくら充実しても、行政だけでできるものではありません。村民の協力があってこそ、スムーズに行えるのです。

効率的な除雪を行うために、村民一人ひとりのご協力をお願いします。

- ◎除雪作業中、路上に放置されている物件に損害を与えても補償できません。万一、車が故障などで設置される場合は、目印と「キー」をつけておいて



◇屋根の雪おろしが必要となり、やむを得ず路上におろす場合は、交通の支障とならないよう手際よく道路外にかたづけてください。

また、近年家庭用スノーダンプによる庭先等の雪を道路上に放置する方が見受けられますが、道路に雪を捨てることは禁止されており、除雪の前後にかかわらず道路に出さないでください。

- ◎消火栓や塀などは、わかりやすい物で目印をお願いします。
- ◎除雪作業中は危険ですから除雪車に接近しないようご注意ください。特に子供さんは、絶対に近寄らないよう監視をお願いします。
- ◎降雪により、立木や枝が道路を覆うおそれのあるものについては、あらか



除雪についての問い合わせ先
役場建設課
☎六六一二二七〇(内線27・28)

はじめ縄などで支えるか伐採をお願いします。

- ◎除雪で、砂利などが農地等に入った場合の排除や補償は、できませんのでご了承ください。
- ◎除雪作業は早朝や夜間が多いため、作業による騒音で迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

＊ ＊

なお、消雪パイプ敷設地区では、今年度から省エネを図るため、次の期間中、消雪パイプの運転を停止しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

▽運転停止期間
十一月二十日から翌年三月十九日までの毎日

▽運転停止時間
午後四時から午後六時までの二時間

臨時会

葦沢・今泉両氏を

総文委員に選任

十一月二十五日、昭和六十年度の第九回臨時村議会が開催されました。本臨時議会は、去る十月二十七日執行の村長選挙および村議会議員補欠選挙後、初めて開催されたもので、審議前に樋山新村長並びに葦沢・今泉両新議員の紹介・挨拶があり、その後、常任委員会委員の選任と専決処分をした事件の承認について審議が行われ、それぞれ次のとおり決まりました。

■ 常任委員会委員の選任について
一 欠員が生じている総務文教常任委員会委員に、新議員の葦沢實氏、今泉實氏が選任されました。
なお、委員の選任後、初の委員会を開催し、欠員となっている委員長の後任に、高木三郎議員が互選されました。

昭和60年工業に関する統計調査にご協力を

通商産業省では、工業統計調査および石油等消費構造統計調査（従業者30名以上の事業所のみ）を、毎年12月31日現在で実施しています。

調査の対象となった事業所には、1月中旬頃担当調査区の調査員が調査票を回収に伺います。調査の内容は、統計以外の目的に使われることは決してありませんので、安心してご協力くださるよう、よろしくお願い致します。

なお、本村の調査員および担当地区は次のとおりです。（敬称略）

- ◎安達 敏興（下沼新田）／信条、西所、三沼地区および猫興野・真弓、野口
◎田口 正一（中条第2）／中野、中条地区および鶴ヶ曾根
◎石橋 亮助（中之島第2）／中之島第1～第7
◎野上富三郎（大曲戸）／上通、中通地区および五百刈、粕島

米・生糸の改修事業



役場

十二月二十七日（金）午後三時から大掃除を実施し、翌二十八日（土）が御用納めとなります。年末は窓口が大変混み合いますので、ご利用の方はできるだけお早めに……また、新年は一月四日（土）が仕事始めです。

中之島村公民館

十二月二十七日（金）から一月五日（日）まで閉館いたします。また一月十五日（水）・十六日（木）も閉館させていただきます。

刈谷田荘

十二月二十八日（土）から一月五日（日）まで休ませていただきます。

ゴミ・し尿

十二月三十一日まで平常業務を行い、元旦から三日（金）まで休みますが、特に、次の二点についてご協力をお願いします。

- ①危険物（不燃物）——冬期間は、各家庭で保管してください。
- ②し尿の汲み取り——年末は申し込みが集中するため、年内に回りきれない場合もありますし、雪のため車

が入れないところもできます。年末・冬期間は、十分余裕をみて申し込みください。（☎六六一三二八四）

年末・年始の休日夜間在宅当番医

期日	内 科	外 科
12/29 (日)	山喜 医院 (☎六二〇六四六)	石川 医院 (☎六六一二四〇)
1/1 (水)	星野(幸) 医院 (☎六六一二〇三)	佐々木 医院 (☎六二一三五七)
1/2 (木)	杏仁堂 医院 (☎六二〇二二)	金井 医院 (☎六二〇一一六)
1/3 (金)	霜鳥 医院 (☎六二〇五七九)	寺師 医院 (☎六二〇一三七)
1/5 (日)	小林 医院 (☎六二〇五六二)	石川 医院 (☎六六一二四〇)



中之島村告示第八十三号

昭和六十年度予算の執行状況（九月末現在）

昭和六十年度各会計の当初予算については、「広報なかのしま」三月号でお知らせしましたが、その予算の執行状況を村民の皆さんに知っていただくため、毎年二回（五月と十月）に分けて公表しています。今回は、昭和六十年度予算の九月末現在において、どのように執行されているかをお知らせします。

一般会計

二十一億七千八百九十七万八千円
の当初予算は、その後、村道新設改

区 分	子 算 額	支 出 済 額	子 算 残 額	支 出 割 合
1. 議会費	58,534	27,754	30,780	47.4
2. 総務費	326,221	177,560	148,661	54.4
3. 民生費	296,986	153,735	143,251	51.8
4. 衛生費	130,675	70,892	59,783	54.3
5. 農林水産費	255,110	80,670	174,440	31.6
6. 商工費	66,215	50,975	15,240	77.0
7. 土木費	519,106	192,358	326,748	37.1
8. 消防費	119,061	70,423	48,638	59.1
9. 教育費	352,790	166,016	186,774	47.1
10. 公債費	202,982	99,243	103,739	48.9
11. 予備費	558	0	558	0
歳出合計	2,328,238	1,089,626	1,238,612	46.8

良工事請負費、除雪機械購入費、中之島中学校テニスコート建設工事請負費、中之島公民分館改築工事請負費、小・中学校教材費購入費、村債

年次償還利子等を中心として、一億四千九百二十六万の追加補正を行い、九月末日における予算総額は二十三億二千八百二十三万八千円となりました。

その収入・支出状況は、

《収入》 十四億 五千八百八十六万七千円
《支出》 十億八千九百六十二万六千円
で、差し引き三億六千九百二十四万一千円の現在高となつ

ており、資金繰りも順調に行われ、健全財政を維持する見込みです。

国保特別会計

当初予算五億四千二百二十九万八千円により運営してきましたが、その後、一千四百四十八万九千円の追加補正を行い、九月末日現在における予算総額は五億五千五百七十八万七千円となり、その収入・支出状況は、

《収入》一億九千八百六十八万円
《支出》二億六百七十七万七千円
で、差し引き七百四十九万七千円の赤字となっておりますが、年度末までに国庫支出金等財源の確保ができ

る見込みであり、健全財政の維持を図つてまいります。

老人保健特別会計

四億五千二百二十九万八千円の当初予算により運営を行ってまいりましたが、その後、七百六十七万六千円の追加補正を行い、九月末日現在における予算総額は四億五千九百九十七万四千円となりました。

その収入・支出状況は、
《収入》一億九千八百八十四万五千円
《支出》一億七千九百九十三万三千円
で、差し引き一千二百八十四万二千円の現在高となっております。

歳 出 (単位:千円・%)

区 分	子 算 額	支 出 済 額	子 算 残 額	支 出 割 合
1. 総 務 費	19,533	8,498	11,035	43.5
2. 保 険 給 付 費	360,205	131,114	229,091	36.4
3. 老 人 保 険 拠 出 金	151,390	63,084	88,306	41.7
4. 共 同 事 業 拠 出 金	4,800	1,199	3,601	25.0
5. 保 健 施 設 費	2,272	1,958	314	86.2
6. 基 金 積 立 金	872	0	872	0
7. 公 債 費	1	0	1	0
8. 諸 支 出 金	5,917	324	5,593	5.5
9. 予 備 費	10,797	0	10,797	0
歳出合計	555,787	206,177	349,610	37.1

歳 出 (単位:千円・%)

区 分	子 算 額	支 出 済 額	子 算 残 額	支 出 割 合
1. 総 務 費	694	330	364	47.6
2. 医 療 諸 費	451,551	172,337	279,214	38.2
3. 諸 支 出 金	7,679	6,336	1,343	82.5
4. 予 備 費	50	0	50	0
5. 歳出合計	459,974	179,003	280,971	38.9

村議会に関するアンケート結果から

去る10月、中之島村議会が、議会（議員）活動および議員定数等について広く住民の皆さんからご意見を聞くために、選挙人名簿の中から850名を対象として行った『議会（議員）活動および議員定数に関するアンケート』の結果がまとまりましたので、皆さんにお知らせします。

▶調査の概要——議会（議員）活動に関する問いと、議員定数に関する問いの2点について。

▶調査の方法——対象者850名の選定は、選挙人名簿定時登録（昭和60年9月2日現在）の中から、おおむね10%の方を無作為に抽出し、郵送（官製はがき）により回答していただいたものです。

なお、対象者の男女別人数および回答者数、回答率は右表のとおりです。

	男	女	計
調査対象者数(人)	412	438	850
回答者数(人)	198	187	385
回答率(%)	48.06	42.69	45.29

■問1 あなたはいまの議会活動についてどのように思いますか。

	回答者数	回答率
1. 満足している	26人	6.75%
2. まあ満足している	120人	31.17%
3. 不満である(※)	165人	42.86%
4. 関心がない	31人	8.05%
5. わからない	43人	11.17%
計	385人	100%

※印の不満である理由

- 1. 住民の声が議会に反映されないから…33人
- 2. 住民と議員の対話が足りないから…65人
- 3. 議会活動に積極性が足りないから…33人
- 4. 議会活動に自主性が足りないから…15人
- 5. 議会だより等の広報活動が足りないから…15人
- 6. その他……………4人

■問2 あなたは現行の議員定数22人（法定数26人）についてどのように思いますか。

	回答者数	回答率
1. 現行の22人でよい	152人	39.48%
2. 変えた方がよい(※)	186人	48.31%
3. わからない	47人	12.21%
計	385人	100%

※印の変えた方がよいとした場合、何人が適当と思いますか。（回答のあった人数のみを掲載）

- ① 30人……1人
- ② 26人……2人
- ③ 25人……1人
- ④ 20人……85人
- ⑤ 19人……3人
- ⑥ 18人……64人
- ⑦ 17人……8人
- ⑧ 16人……13人
- ⑨ 15人……8人
- ⑩ 10人……1人

以上の回答をふまえて、今後、議会内で特別委員会を設置し、来年3月に結論を出す予定です。ご協力を大変ありがとうございました。

なぜ、いま

「国産品より輸入品を」なのか

〜豊かな暮らしを守るために外国製品を愛用しよう〜

外国の商品を買いますよ——輸入拡大は、日本の「死活問題」といわれ、国をあげて輸入促進のキャンペーンが展開されています。

戦後四十年、そのほとんどを「貿易立国」の名のもとに輸出振興に力を注いできた日本ですが、今ここにきて、なぜ輸入なのでしょう。一緒に考えてみましょう。

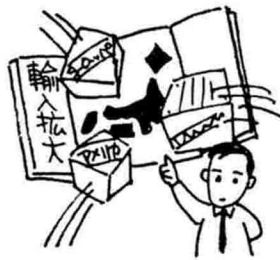
危機に見舞われる自由貿易体制

日本は、いま、アメリカ、ヨーロッパ諸国などから、貿易黒字の大幅な是正を求められています。ちなみに、昭和五十九年度の貿易黒字は四百五十六億ドル（約十兆円）にもものぼっています。

原材料を輸入し、製品を輸出する——戦後の日本の繁栄は、わたしたち国民一人ひとりが知恵を出し、努力した結果に違いありませんが、同時に、自由貿易体制があつて初めて実を結んだことを忘れてはならないと思います。わが国にとって自由貿易体制は、かけがえのないものでしたし、これから、そうなのです。

ランプに例えれば日本の一人勝ち

ところが、アメリカをはじめとする世界的な保護貿易主義の高まりによって、自由貿易体制は大きな危機に見舞われています。アメリカやヨーロッパ諸国の貿易赤字が増大するなかで、日本の黒字幅は拡大を続け、貿易摩擦は激化する一方



です。

ランプゲームに例えれば、日本が勝ち続け、欧米諸国は負け続けているようなものです。これでは、欧米諸国にとってゲームが面白いはずがありません。

こうしたことから、日本の輸出を制限しようと、欧米諸国で保護貿易主義の動きが高まっています。

アメリカでは議会に「保護貿易法案」の提出が用意されています。日本からの輸入品——自動車、機械、電子機器など——に高い課徴金をかけたりして、輸入を制限しようというものです。

また、イギリスを先頭にヨーロッパ各国は、日本を「不公正な貿易を行う国」として、貿易不均衡の是正を厳しく求めてきています。

つまり、日本は一方的に売るだけで、さっぱり買ってくれない、このような状態がこれからも続くのなら、もはや自由貿易体制を維持することはできません。自国の産業を保護・育成するためにも、保護貿易主義をとらざるを得ない——こうした考え方が欧米諸国で高まってきているのです。

仮にも、今後、保護貿易主義が世界の大勢を占めるようになったとしますと、自由貿易体制に支えられてきた日本の輸出は激減し、わたしたちの暮らし

トキ保護募金にご協力を!

新潟県トキ保護募金実行委員会では、日本と中国にわずか二十数羽が生息するだけとなったトキを絶滅から救うため、次の要領により募金活動を実施しています。

○目的／トキを絶滅から救うため、中国における野生トキの生息環境や施設の整備、研究活動等に協力することを目的とする。

○方法／一口一、〇〇〇円。ただし、二口以上の方には記念品として、次のとおりトキの写真を送付する。

○二口以上……キャビネ版一枚

○五口以上……キャビネ版二枚

○期間／昭和六十一年六月三十日まで

○振込口座

○加入者名

新潟県トキ保護募金実行委員会
口座名／北越銀行県庁支店普通預金一三四〇八九・第四銀行県庁支店普通預金一〇四七八七九

照会先／新潟県トキ保護募金実行委員会事務局（☎〇二五二一八五―五五―一・内線二六九七）
〒950新潟市新光町四番地一
新潟県環境保健部環境保全課内

しに直接響いてきます。

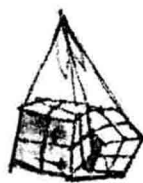
国民一人ひとりが外国製品の愛用を

日本にとって、かけがえのない自由貿易体制を守るために、輸入を増やして輸出入のバランスをとる——拡大均衡が輸入促進の狙いです。

このため、国では、企業の大手百三十四社に「輸入を増やしてほしい」と呼びかけました。その結果、六十年年度の輸入見通し額は、昨年度に比べ七・五％（七十三億ドル）増えて、千四百億ドル（約二十三兆円）となりました。

しかし、企業がいくら輸入しても、最終的に、国民一人ひとりが外国製品を愛用しないかぎり、目的は達成できません。わたしたち自身が、いま日本の置かれている苦しい状況を理解し、「国産品から輸入品へ」という意識の転換を図ることが大切ではないでしょうか。

いま輸入品を愛用することこそ、保護貿易主義の高まりを抑え、わたしたちの豊かな暮らしを守ることにつながるのです。



カメラ散歩



▲郷土芸能発表会

民踊や詩吟などの愛好グループによる、恒例の郷土芸能発表会。今年も11月10日(日)、22団体が参加して中之島中央小体育館で、盛大に開催されました。



▲就学前健康診断

村内の各小学校では、来年度の新入学予定者一九三名を対象に、就学前健康診断(視力・聴力・知能検査および健康診断の四項目)を実施。子どもたちは、初めて体験する検査を、神妙な面持ちで受けていました。(十一月十四日・中之島中央小)



▲チャリティセール
村民作品展



▲村民祭

11月8日(金)から12日(火)までの5日間にわたり、中之島村公民館を会場に開催された「村民祭」——特に、8つの催し(・農産物展示即売会・チャリティセール・錦鯉品評会・ジュース、だんご即売・刃物研奉仕・生花展・村民作品展・菊花展)が一斉に開催された11月10日(日)は、雨模様にもかかわらず多勢の村民で一日中にぎわいました。



▼おゆうぎ会

数ある保育所行事の中でも、特に練習時間を要す「おゆうぎ会」——今年も12月上・中旬にかけて、村内各保育所で開催され、その練習成果を父兄に披露していました。(12月12日・中野保育所で)



東京在住の故山田五郎さん 「郷土愛」を形にしてプレゼント 「川辺乃里物語・中条風土誌」発行

自分が生まれ育った当村中条の古里に、何か恩返しをしたいとする人と、その地元民で、古里の歴史を後世に残したいとする人の、お互いの「郷土愛」が実を結び、一冊の郷土史「川辺乃里物語・中条風土誌」が生まれました。

しかし、この人は刊行を見ることがなく逝去され、一時作業は中断したものの、その遺志が息子さんによって引き継がれ、二年がかりでようやく発行にこぎつけ、先ごろ中条地区民にプレゼントされたものです。

このすばらしいプレゼントの主は、中条宮村の出身で、東京・神田で製本印刷会社を営んでいた山田五郎さん。古里を愛し、生家にたびたび帰郷して

いた山田さんは「郷里に何か形の残る恩返しをしたい。原稿を出してくれる人さえいれば、郷土誌を無償で出版して地元民にプレゼントしてもいいんだが……」と、話されていた。

一方、「古里の歴史を後世に残したい」と思って、長年にわたり少しずつ資料等を収集していた人が、田辺久四郎さん(中条第一・七十六歳)でした。その二人の「郷土愛」が、一昨年四月に山田さんが帰郷した際、実を結ん

だことから、田辺さんを中心に地元の長老からも協力を得て、早速作業が開始されました。

ところが、その年の十月、山田さんが病気のため七十七歳で逝去され、軌道に乗った作業も一時中断、田辺さんら関係者を非常に悲しませました。だが、山田さんの長男寛勝さん(四十九歳)がその仕事を引き継いでくれるということから、再び作業が進められ、

ようやく今年十月末に刊行し、山田さんの手によって一千二百冊の本が届けられたものです。(中条地区の全世帯と村外で暮らす中条出身の希望者等に無償で配布)

完成した風土誌は、A五判で二百六十八ページ、表紙には美しい金文字が配られています。また、内容は、古代から現代までの「通史」、集会所建設や青年団活動などの「村の活動記録」、そして旧中条小、中之島北中の歩みなどを記した「付録資料」の三部から成り、記述も誰もが容易に読めるよう配慮されています。

刊行された「中条風土誌」



▲編集に携われた関係者(左から山田司羅雄さん、西沢角市さん、田辺久四郎さん、田辺清右衛門さん)

婦人講座開催の案内

- ▽期日/一月二十六日(日)
- ▽時間/午後一時三十分から午後三時まで
- ▽会場/中之島村公民館
- ▽内容/講演
 - ・演題「寒い冬を元気にして家庭の健康管理について」
 - ・講師「中島静代殿」
- ▽その他/講座生以外の方でもお気軽にご参加ください。多勢の方の参加をお待ちします。

(村保健婦)



① 3車線以上の道路 ② 2車線以下で、標識などで右折方法が指定されている道路

・自転車と同じ右折(二段階方式)をする場合

〈改正による交差点〉

あらかじめできる限り道路の左側端に寄り、交差点の側端に沿って徐行します。

① 3車線以上で標識などで右折方法が指定されている道路 ② 2車線以下の道路

・自動車と同じ右折をする場合

〈現行通りの交差点〉

あらかじめできる限り道路の中央に寄り、交差点の中心のすぐ内側を徐行します。

その1 道路交通法の一部改正(昭和61年1月1日施行分) 原動機付自転車の右折方法が変わります

いままですら原動機付自転車の右折方法は、どの交差点でも自動車と同じ方法(道路の中央に寄ってからの交差点の中心のすぐ内側を除く)でしたが、次に挙げる道路では、原則として自転車と同じ右折方法(二段階方式)で曲

がるように改正されます。①道路標識によって右折方法が指定されている交差点 ②片側三車線以上の車両通行帯のある道路で信号機のある交差点(標識等で除外される場合もある)

無事故でつなごう ゆく年くる年

年末年始の交通事故防止運動

60年12月11日(水)→61年1月10日(金)

〔運動の重点〕

- ・飲酒運転の追放
- ・踏切事故の防止
- ・スリップ事故の防止
- ・歩行者、自転車利用者の事故防止

以上昭和六十一年一月一日施行分の改正点を説明しましたが、原動機付自転車の右折方法変更については、違反をすると罰則として一万円以下の罰金または料料、反則金として二千元、行政処分点数が一点課せられますので、交通法規を守り、安全運転に心がけてください。

その2 初心運転者の受講義務

免許をとってから一年たない初心運転者が、一点または二点の軽い違反をして、その累積点数が四点または五点になったときは、公安委員会の行う講習を受けることになりました。

《村内交通事故発生状況》

区分	件数		死者		傷者	
	11月中	累計	11月中	累計	11月中	累計
60	2	36	0	1	3	42
59	1	26	0	1	1	29
比較増減	+1	+10	-	±0	+2	+3

死亡事故0 連続111日(%)現在

＝運転免許証即日交付のお知らせ＝

運転免許証の即日交付が、長岡でも、次の通り実施されることになりました。

▽実施日 昭和六十一年一月六日(月)から

▽実施場所 長岡市撰田屋町二八三五 運転免許試験場 長岡支場

▽即日交付の対象者 長岡支場での受験合格者(原付を除く)および再交付申請者

▽即日交付の対象免許証 一、新規(併記)免許証(原付免許は除く) 二、失効再取得免許証 三、再交付免許証

詳細は、見附警察署(☎六二二二二二)へ。

利子の非課税貯蓄の手続きが変わります

＝昭和61年1月1日から＝

マル優(特別マル優も含む)も、郵便貯金も本人確認の書類が必要になります。

マル優の場合

本人であることの確認ができる書類の提示を!!

マル優制度の適用を受けるための本人確認の手続等が次のように変わりました。

①非課税貯蓄申告書を提出しようとする際、住民票の写など(表参照)所定の書類を提示して氏名、生年月日および住所を告知しなければならなくなりました。

本人を確認するときに有効な書類

住民票の写し	本人確認を受けようとする日の6ヵ月以内に作られたもの。
印鑑証明	—
保険証	—
年金手帳	—
免許証	本人確認をする日に有効なもの

②金融機関等は、告知された事項を確認した場合は、非課税貯蓄申告書等に確認をした旨の証印をしなければなりません。

この取り扱いは、昭和六十一年一月一日以後に預け入れをする預貯金等について適用されます。

制度改正前に銀行などで設定した非課税わくを利用する場合には、非課税申告書の再提出を!!

昭和六十一年十二月三十一日以前からマル優を利用している場合は、昭和六十一年一月一日以後新たに預貯金などの預け入れをするときに、新たに本人であることの確認を受けた上、非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。

ただし、次のような場合の預け入れは非課税貯蓄申告書の再提出が猶予されます。

①マル優を利用した普通預金等の利子や給与などの振替による預け入れ(自動振替定期預金など)で、昭和六十三年十二月三十一日までに預け入れをする場合。

②預貯金の書替継続による預け入れで、昭和六十一年一月一日以後最初に預け入れをする場合。

特別マル優の場合

なお、二回目の書替継続の時期が昭和六十一年二月一日以降である場合には、昭和六十一年一月三十一日までに非課税貯蓄申告書を再提出する必要があります。

特別マル優制度を利用する場合にはマル優制度と同様に、所定の本人確認の手続きが必要となりました。

この取り扱いは、昭和六十一年一月一日以後に購入する公債について適用されます。なお、改正に伴う経過措置については、マル優制度の場合と同じです。

郵便貯金の場合

郵便貯金についても、昭和六十一年一月一日以後に預け入れをする際、住民票の写しなど所定の書類を提示して氏名、生年月日および住所を告知し、通帳等に確認をした旨の証印を受けなければならなくなりました。

詳しいことは、最寄りの税務署におたずねください。

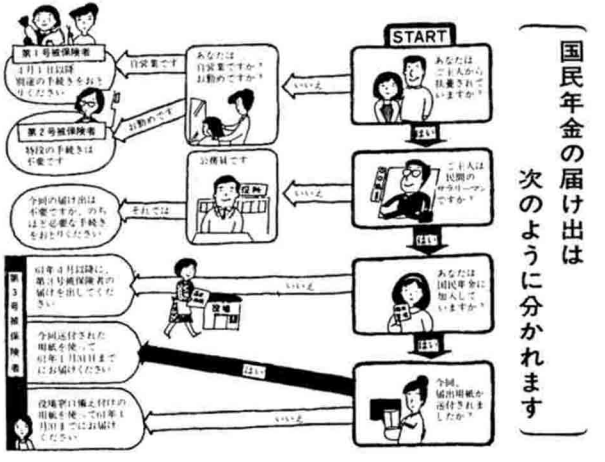
年金コーナー 奥さん「年金登録」を 忘れないで!!

現在、国民年金に任意加入されているサラリーマンの奥さん、「国民年金任意加入被保険者現況届書」（「現況届書」と略称します）の用紙が社会保険庁から送られてきましたか。

この現況届書は、来年四月からスタートする新しい年金制度の「第三号被保険者」であるかどうかを確認する大

事な届書ですので、忘れないで「年金登録の手続きをしてください。」

②夫の健康保険の被扶養者となっていること。
これにあてはまる方は、現況届書に所定事項を記入し、夫の勤務先で内容を確認を受けたうえ、役場の国民年金係に昭和六十一年一月三十一日までに提出してください。（郵送でも可）



土地や建物を 売ったときの税金



土地や建物を売ったときの利益は、譲渡所得といい、この譲渡所得にも税金がかかります。

所得税は、原則として、その人の1年間のすべての所得を合計して計算することになっていますが、土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、他の所得と分離して計算するなど、通常の計算方法とは異なっています。

分離課税の譲渡所得は、譲渡した土地や建物の所有期間が、その年の1月1日において10年を超える場合の長期譲渡所得と、10年以下の場合の短期譲渡所得に分けられ、それぞれ次の方法で税額を計算します。

長期譲渡所得は、通常の場合100万円の特別控除を差し引いた後の金額が4,000万円以下の場合20%の税金がかかり4,000万円を超えたと、他の所得と総合して計算されます。

短期譲渡所得には、長期譲渡所得のような100万円の特別控除はありませんし、40%以上の税金がかかります。

なお、譲渡所得の課税に当たっては、例えば自分が住んでいる家屋とその敷地を譲渡したり、任用対象事業のために土地等を譲渡したときには、3,000万円の特別控除など課税上の特例がありますから、このような場合には最寄りの税務署・税務相談室へおたずねください。



三条社会保険事務所より

事務所移転のお知らせ
長らく不便をおかけした庁舎改修工事が完了し、次の日程で仮事務所から移転します。
なお、移転日は危険防止のため来所をさけて頂きたくご協力お願いいたします。

- ◎移転日/十二月二十五日(水)
- ◎業務停止/コンピュータを使用する相談業務は十二月二十四日(火)の午後から
- ◎業務開始/十二月二十六日(木)

浄化槽を設備する人へ

十月一日浄化槽法施行

十月一日より浄化槽法が施行されました。従前において浄化槽は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に部分的に組み入れて規制しており、細部まで規制することが困難でした。

■使用開始報告の義務
設置工事が完了したら、使用開始前に浄化槽の保守点検を実施してください。その結果表と一緒に浄化槽使用開始報告書を、使用開始の日から三十日以内に役場を経由して県知事に届出し

処理方式	全ばっ気方式		分離接触ばっ気方式		散水ろ床方式	
	分種ばっ気方式	単種ばっ気方式	分種ばっ気方式	単種ばっ気方式	平面酸化床方式	地下砂ろ過方式
20以下	3ヵ月に1回	4ヵ月に1回	4ヵ月に1回	4ヵ月に1回	6ヵ月に1回	6ヵ月に1回
21以上300以下	2ヵ月に1回	3ヵ月に1回	3ヵ月に1回	3ヵ月に1回	6ヵ月に1回	6ヵ月に1回
301以上	1ヵ月に1回	2ヵ月に1回	2ヵ月に1回	2ヵ月に1回	6ヵ月に1回	6ヵ月に1回

この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別による尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JISA3302)」に定めるところによるものとする。ただし、1未満の端数は、切りあげるものとする。

■放流先の承諾について
浄化槽の放流水を農業用排水路や他人所有の側溝に流す場合、後々のトラブルを防ぐため、あらかじめ管理者、大学区長または農家組合長など、または所有者の承諾を得てください。



年末年始の 防犯運動



防犯には十分気を配り、気ぜわしい年末年始を、楽しく過ごしましょう。

〔活動の重点〕

- ◎多額な現金はなるべく金融機関に預ける
- ◎不審な訪問販売から安易に品物を買わない
- ◎成人雑誌を家庭内に持ち込まない

五回以上の献血者を表彰します



□対象者/五回以上献血をされた方で、今まで村から表彰等を受けたことのない方。

□申請期間/昭和六十一年一月三十一日(金)まで

□申請窓口/保健衛生課

□持参するもの/献血手帳と印かん

村史編さんこぼれ話 (その十九)

『川辺乃里物語・中条風土誌』(二)

先頃、中之島村の中条地区で一冊の郷土史が作られた。「川辺乃里物語、中条風土誌」と題し、美しい金文字が配された布製の製本である。

この本は、大宇中条の出身で、東京神田で製本印刷会社を経営されていた山田五郎さんの「地元は何か恩返しをしたい、原稿さえ出してくれるなら、郷土史を無償で出版し、村民に贈りたい」との熱い声に、田辺久四郎さんを中心に他の長老らの協力の基で、執筆、校正された。

しかし、この風土誌刊行のきっかけをつくった山田五郎氏は、出版を見ることなく昭和五十八年十月に亡くなり、関係者を非常に悲しませた。だが、長男の寛勝さんがその仕事を引き継いでくださり、この度、無事完成にこぎつけた。多くの人の善意と、古里を愛する熱意、中条地区の長老達の努力に支えられて誕生したこの本は、通史、村の活動記録、付録資料の三部から成っており、記述は平易な文章で、誰でもすぐになじんでいける。

の今月号九ページにも掲載されているが、この本の中身を少しでも知ってもらうために、今回から数回に渡り、通史の一節を紹介したいと思う。

——いつの頃か年代はさだかではありませんが、芋煮の最盛期に対岸の岩方部落へ一人の座頭が一夜の宿を乞うたそうです。その家でも忙しいので体裁よく断わろうと思いい、「オ前サンは何にも知らないだろうが、ここは夜中に鬼が出るので、この村へ泊って無事で帰った人がないのだがノウ」といったが、座頭さんは聞き入れないで無理願いで泊ったそうです。ところが、中条の衆が河端で芋煮をしていたので、交替の人を呼ぶのに「オウーイ釜がアイタドゥー、オウーイ釜がアイタドゥー」と、叫びました。その声が、真夜中の静寂に地の底からの声のように聞えた座頭さんは、「コリヤほんとうに鬼が住んでいる」と思い込み、夜明けを待たずにこっそり逃げだしたゲナ。それ以来、その辺りの地名を鬼屋敷という昔語りも今も言い伝えられています。(伝説の鬼屋敷より) ——

▼今年最後の「広報なかのしま」をお届けします。
▼豪雪、猛暑、長雨、そして例年より早い冬のおとずれと、異常気候の一年間でしたが、皆さんにとってはどんな年だったでしょうか。ご家族おそろいでよい年をお迎えください。

編集後記

人口の動き

Table with population statistics for November 30, 1985, including total population, gender, and households.

公給領収証も必ず受け取りましょう! 公給領収証の完全交付・受領強調月間 昭和60年12月10日→昭和61年1月9日

ただいま工事中 入札結果から 表: 場所, 工事名, 工事費, 工事業者名, 完成年月日

お詫び

本紙十一月号で、二ページ上段の小見出しで中之島村第十四代目・民選で五代目へは、民選で六代目の誤りでした。六ページで、二つの駅伝競走大会に出場された小柳享さんは、小柳亨さんの誤りでした。お詫びして、訂正いたします。

求人情報のご案内

長岡職業安定所及び三条職業安定所より、十一月二十五日から十二月十五日受付分、男子一二五件・女子一二〇件の求人情報が届いています。これらの内容など詳しいことにつきましては、各職業安定所または産業課商工係にお問い合わせください。

ダイアルしましろうー 今すぐ役立つ消費者情報 0252-67-7000

- 玄関マットの試買テスト結果から... 食事のマナー... 消費生活相談事例... 青果物トレー包装の適正化... 消費生活相談事例... 生鮮食品を選ぶポイント... 冬の省エネルギー

大竹邸記念館開館日

●第1・第3金曜日、第2日曜日 ●午前10時～午後3時

民俗資料館開館日

●毎月5日・15日・25日 ●午前9時～午後4時